

声明「GX 関連法成立に抗議する」

2023 年 6 月 2 日
石川県保険医協会
会長 三宅 靖

5 月 12 日に GX 推進法案(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案)が、続く 5 月 31 日には GX 脱炭素電源法案(原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法、再処理法、再エネ特措法の改正案の 5 つの一括法案)が参議院本会議で可決・成立した。いずれも「脱炭素」「エネルギーの安定供給」を名目とするが、その本質は東電福島原発事故以降、歴代政権が堅持してきた「可能な限り原発依存度を低減する」との原則を改め、原発推進を掲げたものである。東電福島原発事故の収束の目途も立っておらず、国民的議論もなされぬまま「原発回帰」に政策転換したことに、断固抗議する。

政府が 2 月に閣議決定した GX 基本方針では、原発の着実な再稼働、次世代革新炉の開発、核燃料サイクルの促進等を掲げており、GX 推進法はその具体化のための経済投資を定めたものである。10 年間で 20 兆円の GX 経済移行債の発行や 150 兆円超の官民投資を促すことで、既に斜陽になっている原子力産業の延命を図るというものだ。

一方、GX 脱炭素電源法の一つである(改正)原子力基本法は、原子力活用を「国の責務」と言い切り、人材育成、立地地域の振興や原子力産業の基盤維持など、原子力産業への手厚い支援を講じることを定めた。日本の原子力発電量は、福島事故以前にピークを過ぎ、事故後は減少の一途を辿ってきた。このような原子力産業を手厚く保護し国費を投じることは、原発より経済合理性の高い再生エネルギーの技術革新や普及を妨げるばかりか、解決できない核廃棄物を増やし続けることになる。

さらに、原子炉等規制法および電気事業法の改悪により、原発の運転期間上限に関するルールを原子力規制委員会(規制側)の管轄から切り離し、経済産業省(推進側)の決定で 60 年以上運転できる仕組みに変えた。今後、老朽化原発の再稼働・運転長期化が進むことになろうが、安全面では様々な問題が指摘されている。原発は停止中でも複雑な機材・部品・配管・ケーブル等の経年劣化が進行するのは自明のことであり、運転長期化により故障・事故リスクは当然高まる。また、原子炉圧力容器は中性子照射で脆化するため、劣化評価を行う監視試験片を原子炉圧力容器内に設置している。しかし、40 年以上運転を続けると監視試験片が不足するため、適切な評価データが取得できず、原子炉圧力容器の脆弱性を評価できなくなる。老朽化原発の延命は、このような問題に目を向けようとしていない。

東電福島原発事故の教訓を今一度思い出してほしい。絶対に起こりえないとされた過酷事故は起き、苛烈な人権侵害と環境破壊を引き起こした。その教訓から、二度と事故を起こさぬために、原子力の規制強化の仕組みや運転期間の原則 40 年ルール等を作った。今回成立した GX 推進法および GX 脱炭素電源法は、明らかにこの流れに逆行する。しかも、国の根幹をなすエネルギー政策を国民的議論のないまま、一括審議で通したことに失望を隠せない。

我々、命と健康を守る医師・歯科医師の団体である石川県保険医協会は、「原発推進法」とも言える GX 推進法および GX 脱炭素電源法の成立に断固抗議する。そして、地球と生命にやさしい再生可能エネルギーへの転換を強く求めるものである。